

## サイボウズの人権に関する基本方針

### 1. 人権に関する宣言

当社グループ（当社および当社の子会社で構成される企業グループをいう。）は、Purposeとして「チームワークあふれる社会を創る」を掲げ、それを実現するために5つのCulture「理想への共感」「公明正大」「多様な個性を重視」「自主自律」「対話と議論」を重視しながら活動しています。

世界中にチームワークを広げる企業として、企業活動に関わる全てのステークホルダーの人権尊重について理解を深め、本方針に基づき、当社グループが目指している世界観や提供している製品価値から、人権が尊重される社会の実現を目指します。

### 2. 参照先と対象範囲

本方針は、国際人権章典\*1とILOの「労働における基本的原則および権利に関する宣言」に規定された原則\*2を指針としています。

本方針は、サービス・事業の提供活動および社内の雇用に関するすべての側面\*3に適用されます。パートナー企業や投資家をはじめとする、私たちのビジネスに携わる全ての方々に対しても、合理的に達成可能な限り、私たちと同じように人権を尊重することを推奨しています。

### 3. 強制労働・児童労働の防止

当社グループは、一切の強制労働・児童労働を禁止し、コンプライアンスを遵守した事業活動を行います。

### 4. 労働時間と賃金の管理

当社グループは、それぞれのライフスタイルに合った働き方を重視しつつ、労働基準法その他関連法令に基づき、適正な労働時間、休憩時間、時間外労働、深夜労働、休日、休暇を定め、労働時間の把握と業務量の可視化により、長時間労働の防止に努めています。

最低賃金を含む賃金に関する法律を遵守するとともに、雇用形態や性別などの属性に関わらず同等の仕事に対して同等の報酬が支払われるよう、報酬の定期的なモニタリングを行い、格差が発見された場合の是正を行っています。

### 5. 差別とハラスメントの禁止

当社グループにおけるすべての役員と従業員には、人種・民族・宗教・国籍・出身・性別・性自認および性的指向・年齢・障害の有無・疾病などによる差別およびハラスメントを理由に、差別や不利益な扱いを認めません。

私たちは、差別やハラスメント防止のための発信や従業員教育を定期的に行っています。従業員は、誰かが本方針や法律に違反していると思った場合、直ちにマネージャーに報告するか、内部通報窓口を通じて人事本部や社内外の窓口に報告するよう求められています。

#### 6. 安全且つ健康的な作業環境

当社グループは、従業員の心と身体の健康に配慮し、安全で健康的かつワークライフバランスが取れた職場環境の確保に努めると共に、安全・衛生に関する法令、規制、規定を遵守し、健康リスクへ適切な対応を行うことで、従業員の心と身体の健康の維持に取り組めます。

#### 7. コミュニケーション

本方針の推進は、代表取締役社長や人事本部によって所管されています。全役員・従業員などの関係者に対して社内で差別防止や理解促進の研修を積極的に実施するとともに、本方針のモニタリングを定期的に行っています。数値情報は、人的資本サイトを通じて毎年公開されます。

\*1…：「国際人権章典」は、「世界人権宣言」、「市民的及び政治的権利に関する国際規約」、「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」という 3 つの文書の総称です。「国際人権章典」は、現在、国際的に認められた人権保障の基本的な枠組みとされています。

\*2…「労働における基本的原則及び権利に関する宣言」には、「結社の自由及び団体交渉権」、「強制労働の禁止」、「児童労働の実効的な廃止」、「雇用及び職業における差別の排除」が謳われています。

\*3…採用、報酬（基本給、賞与、その他手当等および株式報酬等のインセンティブを含む）、昇格、登用、異動、キャリア開発など。

策定日：2024年11月27日